

**若者・大学・企業等協働・連携促進事業**  
**(交流会『MEET UP EVENT』) 開催業務仕様書**

## 1 業務名

若者・大学・企業等協働・連携促進事業 (交流会『MEET UP EVENT』)  
開催業務

## 2 趣旨・目的

本業務は、NPO、大学、企業等が一堂に会する機会を提供することで、地域や社会の課題解決に向けて、多様な主体が協働・連携して取り組めるよう後押しするための交流会を開催するものである。また、複雑・多様化する地域課題を協働・連携により解決するため、NPOと若者・企業等の相互理解を深めるとともに、民間の公益活動、企業の地域でのCSR活動の機運を高めることを目指すものである。

また、若者が地域に関わる機会を増やし、地域で活躍できる場をコーディネートすることで地域を担い支える人材が育つプラットフォームを作ることにつなげる。

## 3 業務内容

### (1) 事業の実施期間

契約日から令和7年3月17日(月)まで

### (2) 実施場所

富山市内

### (3) 対象者 (参加者)

- ・ 企業や大学と協働・連携して活動を促進したいと考えている富山県内のNPO法人、任意団体、非営利型一般社団法人等
- ・ 自らのノウハウや経験を活かして、富山県内のNPO法人・任意団体・非営利型一般社団法人と協働・連携することで、地域活性化を図りたい企業のCSR担当者や学生等
- ・ 若者と地域をつなぐ活動に関心のある中間支援NPO、市民活動団体
- ・ 若者の育成やまちづくりに関心のある大学、企業、行政の方
- ・ 社会活動に興味がある学生、また既に取り組んでいる学生
- ・ 学生の育成や地域活動に関心のある企業、行政、財団の方

### (4) 内容

#### ① 交流会の機会の設定

地域課題の解決に向けて、外部からの協力を得たいNPO等と、地域課題の解決のノウハウやスキル、人材等を提供できる企業、大学等の協働・連携を促進するために交流会・マッチングの機会を設ける。

ア 交流会の開催時期

令和7年3月上旬～中旬頃

イ 交流会の開催場所

富山市内（県有施設、民間施設など）

ウ プログラム（案）

- ・ 基調講演  
協働・連携の進め方についてや、協働することのメリットについて、先進事例発表
- ・ 県内団体の協働事例発表  
若者×NPO、企業×NPO、若者・学生・大学×NPO、若者・学生・大学×企業、行政×NPO
- ・ 参加団体紹介  
普段の活動内容、参加目的、解決したい課題、実現してみたいことの共有
- ・ 交流タイム（交流タイムは、全体タイムスケジュールの半分以上）  
各参加団体のブースを自由に訪問、交流テーブルで交流
- ・ 相談会  
交流タイムでマッチングした団体同士が相談し合う時間を設ける

② 交流会の参加募集・事前調査

効果的な交流・マッチングの機会となるよう参加目標人数及び創出する協働の取組み数（取組みに向けた合意形成等を含む）の目標を設定し、イベントの周知広報・参加呼びかけを行うとともに、交流会の参加を希望する団体及び若者・大学、企業等に事前ヒアリングを行うなどの事前調査を行う。

※ 交流会参加についての関係団体への呼びかけ、県内NPO法人への情報提供などについては、県においても行う。

③ 交流会後のフォロー

交流会後、相談会を開催し、協働事業の実現に向けて、マッチングを希望する団体及び若者・大学、企業等が個別にマッチングする機会を設ける。また、マッチングが成立した案件について、協働事業の実現に向けた伴走支援を行う。

④ 交流会運営管理業務

- ・ 交流会当日の進行（進行要領等作成含む）、会場の設営、全体運営・案内、撤去等
- ・ 当日の記録（参加者人数、写真、講演録等）

⑤ 実施結果とりまとめ

来場者アンケート等、県へ実施結果のとりまとめ・報告を行う。

⑥ 協働の取組みの創出

マッチングの機会やその後のフォローを通じて、協働の取組み（取組みに向けた合意形成を含む）の創出を5件以上行う。

## ⑦ その他

プロポーザルに要する経費は発注者の負担とする。

## 4 業務の進め方

受託者は、業務の実施にあたって、富山県県民生活課と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとし、業務の進め方等について、調整や疑義が生じた場合には、その都度十分に協議した上で実施していくものとする。

## 5 実績報告書の作成

業務が完了したときは、実績報告書（様式6）を作成し、下記6の履行期限までに、富山県県民生活課に提出するものとする。

## 6 履行期限

令和7年3月17日（月）

## 7 その他

- (1) 本業務に関する事項について、機密を厳守し、無断で他に漏らしたり、利用したりしてはならない。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、その他日本国又は外国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、その使用に関する一切の責任を負わねばならない。
- (3) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとする。
- (4) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。
- (5) 受託者は業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (6) 本仕様書は、プロポーザル用であり、採用者とは内容を別途協議の上、契約を締結するものとし、契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (7) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。